

猫にエサだけあげていませんか？

おなかをすかせた猫にエサをあげることで、それ自体は優しい気持ちがあつて、決して悪いことではないと思います。

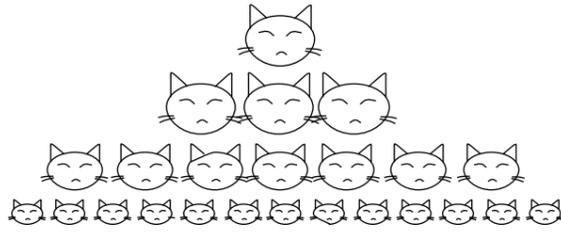
しかし、ちょっと待ってください

エサをもらっている猫は栄養状態がよくなり、不妊手術をしないと子猫をたくさん産むようになります。

その結果、狭い地域に猫が密集し、病気をもらったり、交通事故にあう危険性が高くなります。

また、ご近所の方は、増えてしまった猫の糞尿などでお困りです。

1頭のメスから…



1年半でこんなに…

**あなたがエサをあげている、その猫たちは本当に幸せですか？
かわいそうな猫を増やすことにはなっていませんか？**

猫にエサをあげるのであれば…

- エサを置きっぱなしにしない
- 公共の場所や他人の敷地に無断でエサを置かない
- 糞尿の管理を行う

など、ご近所に配慮の上、マナーを守り、
これ以上かわいそうな子猫が増えないように、**不妊手術を行いましょ**

猫を増やす、無責任なエサやりはやめましょ

地域で合意を得られるのであれば、ルールを作り、
地域猫活動にしていくことも大切です。

**適切にエサやりをしているつもりなのに、困ったことがあったら
一度、動物指導センターにご相談ください。**

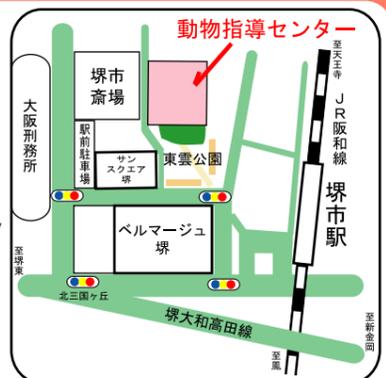
なお、猫にエサをあげている場所には、猫が捨てられたりすることがよくあります。
猫を捨てること・傷つけることは犯罪です。警察にも相談してみてください。

堺市保健所 動物指導センター



〒590-0013
堺市堺区東雲西町1丁8番17号
TEL 072-228-0168 FAX 072-228-8156
URL <http://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/dobutsu/shidocenter/shidocenter.html>
Email doshi@city.sakai.lg.jp

堺市行政資料番号 1-H2-15-0306



猫との正しいつきあいかた

かわいそうな猫を増やさないために・・・



「猫に庭や家屋を荒らされた」

「鳴き声がうるさい」

「糞尿で汚された」

などの苦情や相談が増加しています。

これらは飼い主の気配りと責任ある飼育で改善できます。

無責任な飼育は近隣の人々に迷惑をかけるばかりでなく、猫にとっても不幸なことです。

堺市では、猫を正しく飼っていただくために、「動物の愛護及び管理に関する法律」により指導・啓発しています。



人と動物が共存するうおいのある社会へ

猫を飼うときは

1 猫の習性を知っておきましょう

猫の習性を理解することにより、正しく飼育することができます。
猫の習性は次のようなものがあります。

- ・ 夜行性である
- ・ 警戒心が強く、防御的である
- ・ 単独生活が好き
- ・ 拘束されることを嫌う
- ・ 動くものを追いかける
- ・ 木や高いところに登る
- ・ 爪とぎをする
- ・ きれい好きで身体や居場所を汚さない
- ・ 糞を埋める



2 猫は室内で飼育できます

猫は特に広い生活空間を必要としないので、室内飼育にしてもストレスになることはありません。習性を生かし、上下運動が出来るようにしてあげましょう。

※ 一頭で退屈しているようなら、もう一頭仲間を増やすことも一つの方法です。

☆ 屋外に出してしまうと、次のようなキケンがあります。

- ・ 交通事故にあう／迷子になる
 - ・ 他の猫とけんかをして、けがをする／病気をもらったり、ノミ・ダニがつく
 - ・ メスを求めて放浪する／子猫を作って帰ってくる
 - ・ ご近所トラブルの原因になる
- (具体例：糞尿がくさい・車に傷をつけられた・家の中や庭木を荒らされた)

3 子猫を望まないのであれば、不妊手術を受けさせましょう

猫は早ければ生後6ヶ月ほどで性成熟し、子猫を産めるようになります。
また、年1～3回発情し、一回の出産で3～6匹程度の子猫を産みます。
飼えない子猫が産まれないように、
不妊手術(メスには避妊手術・オスには去勢手術)を受けさせましょう。

不妊手術の利点

- | | |
|-----------------------------|----------------------------|
| メス | オス |
| ・ 出産がないため、体力の消耗が少なくなる | ・ メスをめぐるけんかがなくなる |
| ・ メス特有の病気(子宮蓄膿症など)がない | ・ おとなしくなる |
| ・ 発情期特有の鳴き声がなくなり、オスが近づかなくなる | ・ 尿かけ(スプレー行動)がなくなる |
| | ・ 発情期にメスを求めての放浪や特有の鳴き声なくなる |

責任をもった飼い方を

1 捨て猫の防止

猫を捨てたり、傷つけたりすることは、犯罪です。

- 遺棄：1年以下の懲役または100万円以下の罰金
- 殺傷：5年以下の懲役または500万円以下の罰金

捨てられた猫は“野良猫”となりゴミをちらかす、糞尿をするなど、近隣の迷惑になります。また、交通事故にあったり、カラスなどに襲われ命をなくします。

2 室内飼育のしつけ

いったん外に出てしまった猫は外に出たがります。

しかし、根気よく室内飼育のしつけをしましょう。

どうしても外に出したいのであれば、リードをつけて散歩させてあげましょう。

3 所有者明示のお願い

室内で飼育していても、いつなにか脱走してしまうか分かりません。
必ず首輪をつけ、おうちが分かるように名札をつけておきましょう。
マイクロチップの装着も有効です。

また、脱走して帰って来なかったら、動物指導センターとお近くの警察署(交番)に届出をしましょう。

※ 保健所がいわゆる“野良猫”を捕獲することはありません。

ただし、道路等公共の場所で“負傷した猫”は保護する場合があります。
死亡した猫は、環境事業部 環境業務課(TEL 228-7429)が引取・回収します。

4 飼い猫は管理できる数にする

猫は単独行動を好む動物です。

飼育は管理できる数にしましょう！

- ※ 多頭飼育は、猫同士ストレスになります
- ※ 縄張り争いをし、鳴き声等により近隣の迷惑になります。

飼えなくなってしまったら・・・



終生めんどうをみるのが原則です。どうしても飼えなくなったら新しい飼い主をさがしてください。それでも見つからないときは、堺市で引き取ることもできます。
必ず事前に、動物指導センターへ、相談してください。やむを得ないと判断した場合のみ、日時・場所を指定し、有料で引き取ります。